# 新型コロナウイルス対応状況チェックリスト（その5）（高齢者福祉施設・通所・ショート共通）

令和3年11月1日

福島県高齢福祉課

「介護現場における感染対策の手引き第2版」（厚生労働省老健局令和3年3月）に加えて本リストを活用し、
普段からの健康管理や手指消毒等の基本的な感染対策を徹底しましょう！

| NO | 項目 | チェック | 確認事項 | 特記事項 |
|---|---|---|---|---|
| 施設・事業所における感染症防止対策、体制整備 | | | | |
| 1 | 感染防止対策の取組の再徹底 | □ | 感染対策マニュアル、国事務連絡、県通知等を全職員に周知徹底している。 | |
| 2 | 職員間の対応 | □ | メール等の活用や各職員の休憩時間の調整、また施設・事業所内での一定の距離の確保など、職員間の接触をできる限り避けるようにしている。 | |
| 3 | 施設・事業所間の対応 | □ | 同一敷地内の施設・事業所間の連絡等はできる限りメール等で行い、できる限り往来しないようにしている。 | |
| 4 | 職員の体調不良への早期気づき | □ | 熱・味覚・嗅覚など、職員本人が体調不良に早期に気づくことを促し、その場合、電話でのやりとりを行い、休暇をとらせている。 | |
| 5 | 消毒用アルコールの設置 | □ | 施設・事業所入口、トイレ等に消毒用アルコールを設置し、消毒の徹底を呼び掛けている。 | |
| 6 | 手すり等の消毒 | □ | 利用者が日常触れる手すり等の消毒を徹底している。 | |
| 7 | 衛生用品等の確保 | □ | マスク、消毒液、手袋、ゴーグル、ガウン等を確保している。 | |
| 8 | 集まる機会の制限・工夫 | □ | レクリエーションなどで多数の利用者が集まる機会を減らしたり、新しい生活様式を取り入れたレクリエーションとするなど工夫して対応している。 | |
| 9 | 換気の実施 | □ | 時間を決めて窓を開け、換気を実施している。 | |
| 10 | 清掃の実施 | □ | 施設・事業所内をこまめに清掃している。 | |
| 11 | 廃棄物の処理 | □ | 廃棄物（使用済みのティッシュペーパーやマスク等）は、直接触れないようにして適切に処理している。 | |
| 12 | イベントの取扱 | □ | イベント等を中止するか、又は徹底した感染対策の下実施している。 | |
| 13 | 保健所等の連絡先 | □ | 感染が疑われる者が発生した場合の保健所等の連絡先を把握している。また、連絡先を職員が分かる場所に掲示している。 | |
| 14 | 発生時の対応協議 | □ | 新型コロナ対策として、配置医師、看護師、協力医療機関と感染症発生時の対応を協議している。 | |
| 15 | 早めの相談・受診 | □ | 利用者や職員などの発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合などでも早めの相談・受診に取り組んでいる。 | |
| 16 | 記録作成の準備 | □ | 接触者リスト、ケア記録、勤務表、施設・事業所内に出入りした者の記録等を作成している。 | |
| 職員への対応 | | | | |
| 17 | マスクの着用 | □ | 施設・事業所内でのマスク着用を徹底している（不織布マスクを推奨）。 | |
| 18 | 消毒用アルコール | □ | 施設・事業所に入る際や介護時に消毒用アルコールを徹底している。 | |
| 19 | 手洗い等 | □ | 手洗い、咳エチケット等を徹底している。 | |
| 20 | 健康管理の徹底 | □ | 各自、出勤前に体温を計測し、発熱等の症状がある場合には、出勤を行わないことを徹底している（体温基準は施設・事業所で設定）。同居する家族に発熱等の症状がある場合には、管理者に報告し指示を受けることを徹底している。 | |
| 21 | 外出機会の低減 | □ | 出張や会議等でオンラインを活用するなど外出機会を低減している。 | |

| NO | 項目 | チェック | 確認事項 | 特記事項 |
|---|---|---|---|---|
| 22 | 感染拡大地域との往来 | □ | 感染拡大地域との不要不急の往来を控えるよう促している。 | |
| 23 | | □ | 日頃から県内外の地域の感染状況に注意するよう促している。 | |
| 24 | 居場所の切り替わりの注意喚起 | □ | 休憩中や休憩室・更衣室の利用時、電話時、昼食中などで居場所の切り替わりに注意を促している。 | |
| 25 | 新型コロナワクチンの接種への配慮 | □ | 職員の方が安心してワクチンの接種を受けられるよう、接種時や接種後の副反応などによる休暇を取得できるよう配慮している。 | |
| 来所者、委託業者等への対応 | | | | |
| 26 | マスクの着用 | □ | 施設・事業所内でのマスク着用を徹底している（不織布マスクを推奨）。 | |
| 27 | 消毒用アルコール | □ | 施設・事業所入口やトイレ等に消毒用アルコールを設置し、消毒を徹底している。 | |
| 28 | 手洗い等 | □ | 手洗い、咳エチケット等を徹底している。 | |
| 29 | 面会等の制限・工夫 | □ | 面会を制限したり、新しい生活様式を取り入れた面会とするなど工夫して対応している。 | |
| 30 | 面会時の検温 | □ | 施設・事業所入口で体温を計測し、発熱が認められる場合は、面会を断っている。 | |
| 31 | 来所者への周知 | □ | 不要不急の来所を遠慮していただくよう周知している。 | |
| 32 | 委託業者への対応 | □ | 物品の受渡しは玄関などの限られた場所とし、施設・事業所内に立ち入る場合は、検温し発熱が認められる場合は入館を禁止している。 | |
| 33 | ボランティア等の対応 | □ | 実習生、ボランティア等へ施設・事業所内の感染対策を遵守するよう徹底している。 | |
| 34 | 施設・事業所内に出入りした者への対応 | □ | 出入りした者の氏名・来訪日時・連絡先について記録している。 | |
| 利用者への対応 | | | | |
| 35 | 受診の目安等の理解 | □ | 症状が出た場合の対応を理解している。かかりつけ医や受診・相談センターに連絡し指示を受ける。 | |
| 36 | 感染防止 | □ | 感染が疑われる場合は、手洗い等、状況に応じたマスク着用などを徹底し、感染防止に努めている。 | |
| 37 | 日々の健康管理の徹底 | □ | 健康状況を把握するため、毎日検温を行い、発熱等がある場合は、個室に移すなど必要な対応を行っている。 | |
| 38 | 感染拡大地域との往来確認 | □ | 新規入所者・利用者について、2週間以内に感染拡大地域との往来（本人・家族）があったかを聴取し対応を判断している。 | |
| 39 | デイ・ショート利用者等の対応 | □ | 送迎車に乗車する前に、本人・家族又は職員が体温を測定し、発熱が認められる場合は、利用を断ったり受診を勧めている。 | |
| 40 | | □ | 利用者を迎えに行く前に送迎車内を消毒し、送迎する職員の消毒、検温、マスク着用を徹底している。また、利用者宅での利用者の再検温を行っている。 | |
| 41 | | □ | 発熱等により利用を断った場合、必要に応じて居宅介護支援事業所などに訪問系サービス提供の必要性について検討するための情報提供を行っている。 | |